



浜岡原子力発電所原子炉施設保安規定の 変更認可申請について

【変更認可申請概要のご説明】

2020年11月27日
中部電力株式会社

(1) 浜岡原子力発電所1号原子炉及び2号原子炉廃止措置計画変更認可申請書の反映による変更

- ・廃止措置計画変更認可申請書の記載の反映を行う。
- ・廃止措置計画変更認可申請書と保安規定との二重管理の見直しを行う。

(変更する条文)

- ・第2編第12条(対象施設・設備等の供用終了確認)
- ・第2編第23条(地震又は火災等発生時の対応)
- ・第2編第61条(施設管理計画)
- ・第2編第62条(廃止措置対象施設の維持管理)

(削除する添付)

- ・第2編添付-3(廃止措置対象施設の維持管理)

(2) 1, 2号炉の廃止措置の進捗に伴う変更

- ・排気筒(1号及び2号炉共用)の解体撤去工事及び1, 2号炉の解体撤去物のクリアランス^{※1}の進捗に合わせ、排気筒(1号及び2号炉共用)エリアの管理区域解除及びクリアランス第3建屋エリアの管理区域設定を行う。
- ・廃止措置工事課長が確保するエリア放射線モニタの維持台数の変更を行う。

※1:核原料物質、核燃料物質及び原子炉の規制に関する法律第61条の2の規定に基づき核燃料物質によって汚染された物でないものとして取り扱うものに関する取り組みをいう。

(変更する条文及び添付)

- ・第1編第96条(周辺監視区域)
- ・第1編第99条(外部放射線に係る線量当量率等の測定)
- ・第1編添付-2(管理区域図)
- ・第2編第51条(周辺監視区域)
- ・第2編第54条(外部放射線に係る線量当量率等の測定)
- ・第2編第55条(放射線測定器類の管理)
- ・第2編添付-2(管理区域図)

保安規定変更内容

(3) 原子力発電所保安審議会における審議事項に係る運用変更

・原子力発電所保安審議会における審議事項に係る運用に関して、「あらかじめ保安審議会で審議の上、別途、所定の手続きにより定めた軽微な事項は審議事項としない」旨を規定し、保安規定の軽微な変更は保安審議会の審議事項としない運用に変更する。

(変更する条文)

- ・第1編第6条(原子力発電保安審議会)
- ・第2編第6条(原子力発電保安審議会)

(4) 記載の適正化

- ・現行保安規定の一部条文において、他条文で引用する条番号等に誤記があるため修正する。
- ・その他保安規定の一部の条について、記載の適正化を行う。

(変更する条文)

- ・第1編第6条(原子力発電保安審議会)
- ・第1編第7条(原子力発電保安運営審議会)
- ・第1編第86条の4(事故由来放射性物質の降下物の影響確認)
- ・第1編第106条(施設管理計画)
- ・第2編第6条(原子力発電保安審議会)
- ・第2編第7条(原子力発電保安運営審議会)
- ・第2編第17条(廃止措置のために導入する装置)
- ・第2編第41条の4(事故由来放射性物質の降下物の影響確認)
- ・第2編第61条(施設管理計画)
- ・第2編第73条(所員への保安教育)
- ・第2編第75条(記録)